

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
給食業務部外委託 ほか1件	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年4月1日	新潟環境営繕事業協同組合 新潟県新潟市東区松崎2丁 目7番5号	7110005000283	一般競争入札	66,196,347	61,380,000	92.7%				3
福島駐屯地で使用する電 気 3,022,600kwh	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年4月1日	東北電力(株)福島支店 福島市栄町7-21	4370001011311	一般競争入札	64,588,516	64,588,516	100.0%				1 単価 基本料 @1,661 (税込)
一般廃棄物収集運搬処 理料(事業系一般可燃 物)ほか3件	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年4月1日	(株)フクシマライフサービス 福島市土湯温泉町字坂ノ上 1-1	2380002003283	一般競争入札	4,796,000	4,796,000	100.0%				6
浄化槽汚泥抜取(駐屯 地)ほか1件	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年4月1日	日東産業(株) 福島市泉字道下15番地	7380001004245	一般競争入札	5,463,150	5,463,150	100.0%				6
浄化槽保守点検役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年4月1日	菅場工業(株)福島支店 福島市森合道端2-12	7370001007629	一般競争入札	2,299,000	2,244,000	97.6%				2
福島駐屯地ボイラー整備 清掃役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年4月20日	三蓉化学工業(株) 仙台市太白区中田7-27-5	3130001009314	一般競争入札	1,551,000	1,129,590	72.8%				2

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
空気調節装置保守点検整備役務 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年5月12日	(有)加藤鉄工所 宮城県多賀城市町前2-4-25	9370602000427	一般競争入札	3,060,200	3,060,200	100.0%			2	
レンジャー集合教育教場プレハブ賃貸借 1式	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和4年6月23日	(株)ナガワ郡山営業所 福島県郡山市名郷田1-33	7430001056297	一般競争入札	2,092,200	1,376,540	65.8%			2	
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。